

神奈川県分散型エネルギーシステム導入事業公募要領

1 事業の目的

本県では、「かながわスマートエネルギー計画」の基本政策の一つとして「安定した分散型エネルギー源の導入拡大」を掲げており、その実現に向け、高いエネルギー効率と省エネ性能を有するガスコージェネレーションシステム等の発電出力が安定している分散型電源の導入拡大を目的として、生産されるエネルギーを複数の建築物間で効率的に共同利用する取組を支援します。

2 補助事業の要件

神奈川県内で分散型エネルギーシステム（地域において多様な分散型電源（ガスコージェネレーションシステム及び熱電併給型の燃料電池等）を導入し地域における安定的な電源の確保を図るシステムをいいます。）を導入することによりエネルギーを生産し、そのエネルギーを複数の建築物間で効率的に共同利用する事業であって、次の各号に掲げる要件に適合することが必要となります。

なお、設備の導入のための設計を含みます。

(1) 分散型電源

ア 補助対象となる分散型電源の設備

いずれか又は両方の設備の設置が必要となります。

(ア) ガスコージェネレーションシステム（停電対応型）

(イ) 燃料電池（熱電併給型）

イ 既存設備の更新

既存設備の更新は、原則として補助対象になりません。ただし、次に掲げる要件のいずれかに当てはまる場合は、「かながわスマートエネルギー計画」に資する取組として補助対象とします。

(ア) 既存設備より発電容量(kW)が大きくなる場合

(イ) 次に掲げるいずれかの施設に設置している既存設備を更新する場合

- a 災害時に避難所として活用される国や地方公共団体の防災計画指定の施設、国や地方公共団体と協定を締結している（見込みも含む）帰宅困難者受入施設
- b 災害時に機能維持する必要性のある施設（救急指定病院・地域医療支援病院など国や地方公共団体が認定又は指定する医療施設、福祉避難所）
- c 国や地方公共団体と震災時の物資提供の協定や災害時の協定を締結している（見込みも含む）工場・事業場

(2) エネルギーを効率的に共同利用するための設備

いずれか又は両方の設備の設置が必要となります（既存設備を利用することも可

能ですが、補助対象とはなりません。)。ただし、発電出力 300kw を上回る分散型電源を新たに導入する場合は、設備の設置を省略することができます。

- ア 熱導管
- イ 電力自営線

(3) その他の設備（任意に設置し補助対象とすることが可能）

- ア 太陽光発電設備（自家消費に限る）
- イ 太陽熱等の再生可能エネルギー熱利用設備
- ウ 工場廃熱等の未利用エネルギー熱利用設備
- エ 蓄熱設備
- オ その他上記設備の設置に必要な付帯する設備

3 補助事業者の要件

(1) 補助事業者の構成等

- ア 応募できる補助事業者は、2に掲げる事業を実施する法人とします。
- イ 事業計画書等の応募書類を提出するとともに補助金の交付申請等を行う補助事業者を「代表補助事業者」とします。複数事業者で応募する場合には、代表補助事業者を定めてください。代表補助事業者以外の事業者を「共同補助事業者」といいます。

また、設備の設置工事等の全部または一部を、代表補助事業者または共同補助事業者以外の事業者が発注する場合には、発注先については、県内に本社または支店等の事務所を有する中小企業とするよう努めてください。

(2) 代表補助事業者の要件

代表補助事業者は、次に掲げる要件を全て満たしている必要があり、誓約書(第1号様式の3)の提出を以ってその事実を確認します。

ただし、アについては、県職員が現地調査を行い確認する場合があります。また、コについては、提出された役員等一覧表に記載された情報を神奈川県警察本部に照会し、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条に基づく排除措置の対象該当性について確認します。

- ア 日本国内に次の各号のすべてに該当する事業所を有し、現に営業の実体を有していること。
 - (ア) 事務等を執り行う机、椅子その他の事務用什器及び電話等の通信機器、複写機その他の事務用電子機器が、当該事務所専用のもので具備されていること。
 - (イ) 事務所の所在を明らかにした看板や表札が掲示されていること。
 - (ウ) 責任者が配され、特段の事情がない限り常駐していること。
 - (エ) 営業に係る帳簿類や従業員の出勤簿を備えていること。
 - (オ) 営業時間中、連絡が取れる体制となっていること。
- イ 事業計画書に基づく事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務状況にある

- こと（債務超過の状況にないこと。）。
- ウ 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- エ 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- オ 次の申立てがなされていないこと。
- (ア) 破産法第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て。
 - (イ) 会社更生法第17条に基づく更生手続開始の申立て。
 - (ウ) 民事再生法第21条に基づく再生手続開始の申立て。
- カ 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- キ 県税その他の租税を滞納していないこと。
- ク 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- ケ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- コ 次の各号のいずれにも該当しないこと。
- (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - (イ) 代表者又は役員のうち、暴力団員に該当する者があるもの

(3) 事業者の取り扱いと留意事項

ア E S C Oの取り扱い

(ア) E S C O事業者

事業実施に当たり、E S C O方式を導入する場合には、E S C O事業者も補助事業者となります。

(イ) E S C Oサービス料金

E S C Oサービス料金から補助金相当分が減額されていること。

(ウ) サービス期間

導入する分散型エネルギーシステムは、交付要綱に定められた財産処分の制限期間以上の間使用することを前提とした契約とすること。なお、E S C O事業者が保有する設備を契約終了後にサービスを受ける者等に譲渡する契約も認める。この場合、譲渡された者は所有権移転後も、分散型エネルギーシステムを補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図ること。

イ リースの取り扱い

(ア) リース事業者

事業実施に当たり、リース方式を導入する場合には、リース事業者も補助事業者となります。

(イ) リース料金

リース料金から補助金相当分が減額されていること。

(ウ) リース期間

導入する分散型エネルギーシステムは、財産処分の制限期間以上の間使用することを前提とした契約とすること。なお、リース事業者が保有する設備を契約終

了後にリースを受ける者に譲渡する契約も認める。この場合、譲渡された者は所有権移転後も、分散型エネルギーシステムを補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図ること。

ウ 割賦の取り扱い

(ア) 割賦事業者

事業実施に当たり、割賦方式を導入する場合には、割賦事業者も補助事業者となります。

(イ) 割賦料金

割賦料金から補助金相当分が減額されていること。

(ウ) 所有権

割賦期間が終了した際は、速やかに割賦購入者に所有権移転が行われる契約内容であること。なお、割賦購入者は所有権移転後も、分散型エネルギーシステムを補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図ること。

エ エネルギーサービスの取り扱い

(ア) エネルギーサービス事業者

事業実施に当たりエネルギーサービス方式を導入する場合には、エネルギーサービス事業者についても補助事業者となります。

(イ) エネルギーサービス料金

エネルギーサービス料金から補助金相当分が減額されていること。

(ウ) サービス期間

導入する分散型エネルギーシステムは、財産処分の制限期間以上の間使用することを前提とした契約とすること。なお、エネルギーサービス事業者が保有する設備を契約終了後にエネルギーサービスを受ける者に譲渡する契約も認める。この場合、譲渡された者は所有権移転後も、分散型エネルギーシステムを補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図ること。

4 補助対象経費

(1)に掲げる補助の対象となる事業の期間内に実施される事業の実施に要する経費（以下「補助対象経費」といいます。）に対し、県の予算の範囲内で分散型エネルギーシステム導入費補助金を交付します。

(1) 事業の期間

補助の対象となる年度内の事業開始から事業完了までの期間とし、事業開始日及び事業完了日は次のとおりとします。

- ・ 事業開始日：補助金を充当する分散型エネルギーシステムの設置工事に着工した日。ただし、設計費を補助対象経費に算入する場合は、補助金を充当する当該設計に着手した日。
- ・ 事業完了日：補助事業の実施に関する全ての支払いが完了し、目的物の引渡しを終えた日。

(2) 補助限度額

補助対象経費に補助率3分の1を乗じた額で、補助限度額は次のとおりとします
(千円未満は切り捨て)。

表1 補助対象経費

経費区分	内容	上限額
設計費	表2に記載の設備についての設計に要する経費	1,500万円
設備費	表2に記載の設備についての購入に要する経費	
工事費	補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費	

表2 補助対象設備

	内容
1 分散型電源	ガスコージェネレーションシステム(停電対応型)、燃料電池(熱電併給型) (既存設備の撤去は対象外)
2 エネルギーを効率的に共同利用するための設備 <エネルギーの面的利用>	熱導管、電力自営線 (既存設備の利用は可能であるが、補助対象にならない。)
3 その他の設備	太陽光発電設備(自家消費に限る。)、太陽熱等の再生可能エネルギー熱利用設備、工場廃熱等の未利用エネルギー熱利用設備、蓄熱設備、その他1から3の設備の設置に必要な付帯する設備

ア 国の補助金の交付を併せて受ける場合

補助事業の実施に際して、補助対象経費にかかる国の補助金の交付を併せて受ける場合は、当該補助金を控除した経費とします。

イ 建築物の建材等と補助対象設備を一体で設置する場合

補助対象設備を建築物の建材等と一体で設置する場合には、補助対象設備を設置せず、建築物の建材等を単独で設置するとき要する経費を控除した経費とします。

ウ 系統連系に要する費用

電力会社との接続協議費用や工事負担金、連系諸設備の費用等は補助対象外経費とします。

エ 消費税及び地方消費税相当額の扱い

消費税及び地方消費税相当額を控除した経費とします。

(3) 補助金の交付予定総額(予算額)

3,000万円

(4) 補助金の交付予定件数

2件

(5) 補助対象となる事業の期間について

原則として、単年度で完了する事業を対象としますが、事業計画が複数年度にわたる場合は、当年度中に実施する事業部分（設計・設備設置）のみでの申請も可能とします。

また、県において翌年度も本補助金の予算措置がなされた場合には、翌年度に同年度分の申請を行うことも可能とします。ただし、翌年度も継続して事業を実施する場合の補助上限額は、当該年度の予算の定めによる額と初年度に確定された補助金額の差額となります。

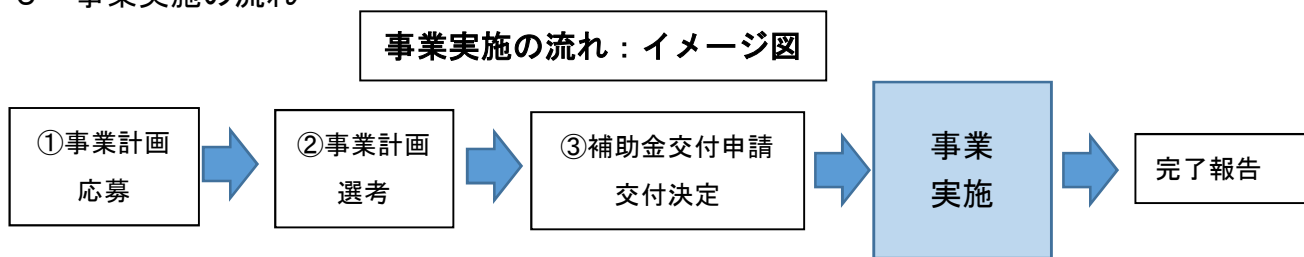
なお、交付決定の日の翌々年度までに、県が採択した事業計画を完了しない場合は、補助金額に相当する額を県に納付していただきます。

また、複数年に及ぶ場合で、設計のみが採択された場合にも、施工完了後に、設備設置完了を証する書類の提出や効果報告をしていただく必要があります。

(6) 県の他の補助金との取り扱い

本補助金の交付申請に当たっては、補助対象設備の設置場所と同一の所在地において、県の同一会計年度に「かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱」第3条第1項のうち第4号から第7号を除く各号の補助金、及び神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付要綱に基づく補助金の交付決定を受けていないこと（予定も含む。）が必要です。

5 事業実施の流れ



① 事業計画応募（補助事業者が事業計画書等の応募書類を県へ提出）

② 事業計画選考（有識者等による選考委員会の開催など）

③ 補助金交付申請、交付決定

選考された事業計画に則して事業を行う補助事業者は、別に定めるかながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱に基づき、県に対して補助金の交付申請手続きを行ってください。この申請に基づき、県が補助金の交付決定を行い、その後、事業計画に則して補助事業を実施してください。

注 導入設備の稼働後1年間の効果を報告していただく必要があります。

6 応募手続き等の概要

(1) 応募書類の提出期間等

ア 応募書類の提出期間

令和4年4月27日（水曜日）から同年9月16日（金曜日）まで（必着）

イ 質問受付

エネルギー課お問い合わせフォームで受け付けます。

URL：<https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/userLoginDispNon.action?tempSeq=5949&accessFrom=>

神奈川県産業労働局産業部エネルギー課分散型エネルギーグループ

電話 045-210-4076

ウ ヒアリング

応募書類受付後、必要に応じて行います。

エ 選考

「7 選考」を参照してください。

オ 選考結果の通知

令和4年10月末頃（予定）

(2) 応募書類の提出方法

ア 提出書類

所定事項を記載して提出してください。必ず所定の様式を、神奈川県分散型エネルギーシステム導入事業ホームページからダウンロードして、使用してください。

注1 応募書類の記載方法については、別添の「神奈川県分散型エネルギーシステム導入事業応募書類記載要領」を参照してください。

注2 補助事業を実施する建築物を新築する場合であって、設計のみ又は設計及び設備設置を当該年度の補助事業とする場合は（ウ）の添付は不要です。

(ア) 事業計画書（第1号様式の1）

(イ) 補助事業に係る見積書の写し

注 設備ごとの経費が記載されていない場合には、内訳書を添えて提出ください。

(ウ) 国の補助金を受ける場合は、当該補助金交付申請書の写し及び金額の内訳がわかる書類

(エ) 工事に関する計画図及び説明書（任意様式）

(オ) 仕様等確認書（第1号様式の2）

(カ) 代表補助事業者の現在事項若しくは履歴事項証明書（発行日から3か月以内のもの）又はこれに代わるもの

注釈 事業計画の選考後に代表補助事業者が別に定めるかながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱に基づき補助金の交付申請手続きを県へ行う際に、補助金の交付申請書の受理日時時点で本事業計画書添付の現在事項証明書等が発行日から3ヶ月を経過している場合又は登記事項に変更が生じている場合には、改めて提出してください。また、複数事業者で応募する場合には、補助金の交付申請手続きを県へ行う時点で、全ての共同補助事業者の現在事項

若しくは履歴事項証明書を提出してください。

- (キ) 誓約書（第1号様式の3）
- (ク) 補助事業を実施する建築物の登記事項証明書（建築物を新築する場合は建築確認済証）又はこれに代わるもの
- (ケ) 直近2会計年度の決算書類又はそれに変わるもの
注 代表補助事業者の直近2会計年度（前期、前々期）の決算財務諸表（損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書、株主資本等変動計算書のうち、作成している既存の文書。新たに作成する必要はありません。）
- (コ) E S C O、リース、割賦又はエネルギーサービスにより分散型エネルギーシステムを設置する場合は、当該契約書（案）
- (カ) E S C O、リース、割賦又はエネルギーサービスにより分散型エネルギーシステムを設置する場合はE S C O料、リース料、割賦料又エネルギーサービス料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類
- (シ) 設置する補助対象設備のカタログ又はこれに代わるもの
- (ス) 既存設備を更新する場合
 - a 既存設備との発電容量(kW)の対比がわかる書類
 - b 防災計画指定等の施設であることを証明できる書類の写し注1 見込みで申請の場合は、国や地方自治体と折衝している経緯がわかる議事録（国や地方自治体の担当者の押印付）や協定案等を添付すること。
補助事業の完了までに協定が発効することを明確に示していること。
注2 既存設備より発電容量(kW)が大きくなる場合はbの提出は不要です。
- (セ) その他知事が必要と認める書類（県から指示があった場合に提出してください。）

イ 提出部数

正本1部、副本3部。

事業計画書及び省エネルギー計算書（計算に使用したその他資料も含む）を保存したCD-Rを併せて提出してください。

ウ 提出方法

下記の住所へ郵送してください。持参による提出は受付しません。

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県産業労働局産業部エネルギー課

なお、応募資格を有しない者が応募書類を提出する場合や、提出された応募書類に不備がある場合は、受理できません。

エ 事業計画書の提出後の取扱い

- (ア) 事業計画書の変更、差替え、再提出、返却には原則として応じません。
- (イ) 事業計画書の著作権は、代表補助事業者に帰属します。
- (ウ) 事業計画書は、応募内容の選考及び選考後の事業運営以外には、使用しません。
- (エ) 事業計画書の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている方法等を使用し

た結果生じた責任は代表補助事業者が負います。

7 選考

(1) 選考手続

ア 選考手続

応募書類を評価項目ごとに評価して、合計点が高い順に予算額の範囲内で事業計画を選考します。

なお、選考結果については、代表補助事業者あてに文書で通知します。

注 有効な提案書が補助金の交付予定件数を超えない場合等は、選考委員会の開催を省略できることとします。

イ 選考基準

事業計画は、次の評価項目ごとに評価します。

評価項目	評価内容
代表補助事業者の経営状況	代表補助事業者の経営状況は安定しているか。
事業の実施体制	本事業を効果的に実施できる体制がとられているか。
事業の実施スケジュール	本事業を着実に実施できるスケジュールが設定されているか。
補助対象機器の設置工事等を行う事業者について	県内に本社又は事業所を有する中小企業が設置工事等を行うこととしているか。
分散型電源の導入及びエネルギーの面的利用の内容	分散型電源を導入しているか。エネルギーの面的利用について優れているか。
補助事業に必要な補助金の見込み額と期待される事業効果	期待される事業の効果は費用対効果の観点から優れたものか。
理念や事業内容、将来的な展開等を含めた本事業全体の総合評価	将来的な発展性、継続性、期待される波及効果など、本事業に関する総合的な評価は優れているか。

8 採択案件の公表について

交付決定後、採択分については補助事業者名、事業概要等を県ホームページ他にて公表します。

なお、当該補助事業者の財産上の利益、競争上の優位等を不当に害するおそれのある部分については、当該補助事業者が申し出た場合は原則公開しません。

9 留意事項

(1) 実施状況の確認

事業計画の選考後、状況確認をするため、事業に係る契約書等の確認や現地調査等

を予定しています。

(2) 補助金交付決定の取消等

補助金の交付決定後、次の事項が判明した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されている場合は補助金の返還を命じます。

なお、詳細は別に定めるかながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱を参照してください。

ア 事業計画書等の虚偽記載

提出された事業計画書等に虚偽の記載があり、事業計画の選考に影響を及ぼしたと認められる場合

イ 選考された事業計画の内容と実施状況の差異

選考された事業計画の内容と、現に締結された補助事業に係る契約等の内容が、本公募要領で課した要件を逸脱しており、事業目的の達成が困難であると認められる場合（内容の軽重に鑑み、是正指導又は補助金の交付決定の取り消し）

ウ その他

補助金の交付条件に違反する場合など

(3) 関連制度への応募

県では、本補助事業のほか、ガスコージェネレーション等の導入によりエネルギーの地産地消に取り組む事業者を支援する制度として、「神奈川県地産地消推進事業者（愛称：かなエネサポーター）」制度を設けています。本補助事業に応募される方は、併せて、かなエネサポーターへの応募も御検討ください。

なお、詳細については、下記のホームページを御確認いただくほか、「10 問合せ先」までお問合せください。

「かなエネサポーター」のホームページ

URL：<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e3g/cnt/ene-support/index.html>

10 問合せ先

神奈川県産業労働局産業部エネルギー課

住所 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁本庁舎5階

電話 045-210-4076

「令和4年度 神奈川県分散型エネルギーシステム導入事業」ホームページ

URL：<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e3g/cnt/f417702/p944481.html>

注 事業内容に関する質問は、エネルギー課お問い合わせフォームから行ってください。

URL：<https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/userLoginDispNon.action?tempSeq=5949&accessFrom=>